

宮城県自然環境保全審議会会議録

日時 平成31年3月18日（月）午前10時30分から

場所 宮城県行政庁舎4階 特別会議室

【 次 第 】

1 開 会

2 挨 拶

3 議 事

(1) 第12次宮城県鳥獣保護管理事業計画の変更案について

(2) 温泉部会の処分状況について

4 その他

5 閉 会

【 資 料 】

資料1 第12次鳥獣保護管理事業計画変更スケジュール

資料2 第12次鳥獣保護管理事業計画（変更案）の概要

資料3 第12次鳥獣保護管理事業計画（変更案）新旧対照表

資料4 第12次鳥獣保護管理事業計画書（変更案）

資料5 関係機関からの意見・回答（第12次鳥獣保護管理事業計画書（変更案））

資料6 関係法令 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律

資料7 宮城県自然環境保全審議会温泉部会処分状況一覧

1 開会

(はじめに、会長から挨拶を行った。)

西村会長： 年度末のお忙しい中出席頂き、御礼申し上げます。3月中旬ですっかり春めいてきており、桜の開花も1週間程度早いのではとされている。一方で花粉もたくさん飛んでおり、異常気象というのは人間にとっていいところも悪いところもあって難しい。もちろん人間にとってのみならず、野生生物にとってもいい影響も悪い影響もあるかもしれないし、全てを伺い知ることはできないが、人間と野生生物の関係性にも非常に大きな影響を与えている。今までの保護、管理のやりかたをそのまま踏襲していくわけにはいかない状況になってきた時代かと思う。関係市町村も苦勞されていると思うが、やはりこれからの自然環境保全のあり方、鳥獣保護管理のあり方について、常に間断なく工夫を重ねていかなければいけない、新たな取り組みを続けていかなければいけない状況になっていると思う。

そのような状況に対して、審議会の委員の皆様方には様々な分野、立場から貴重なご意見を賜り、宮城県の自然環境を保全していきたいと思うので、よろしく願います。

(事務局より配布資料の確認後、本日の出席者数を報告(構成委員23名中18名が出席し、過半数を満たしていることから、審議会条例第6条第2項の規定により有効に成立している)。次に、本日の会議の公開・非公開について、平成12年3月21日に開催された当審議会において審議された結果、審議案件は公開となっていることから、本日の審議会は公開で行われる旨を報告。)

2 議事

(1) 第12次宮城県鳥獣保護管理事業計画の変更案について

司 会： それでは、次第3の議事に入るため、当審議会条例第6条第1項の規定により、以後の議事の進行については西村会長に願います。

西村会長： 本日の予定であるが、審議会の終了予定は12時までとなっているので御協力願う。それでは議事について審議していくので、事務局から説明願う。

事務局： (資料により説明)

西村会長： 只今の事務局からの説明について、委員から質問・意見等頂戴したい。

齊藤委員： 有害鳥獣による農作物被害等は、大変な状況にあるということで、事務が煩雑になったり、狩猟者の減少によって実際に駆除自体が効果的に行えないということは十分に察しているところ。

その上で質問だが、今回の有害鳥獣の駆除に関しての頭数の制限というもの

を実質上なくしており、これまでは何頭とか何羽といった許可の申請が必要だったが、必要な最小限の数という文言に変わった。

頭羽数の規制が無くなると、数量を規制して捕獲するということは実際に非常に大変だということはよく分かるし、捕獲期間を延長するというのは非常にいいことだと思うが、数量の規制をなくす、もちろん必要最小限と書いてあるが、この必要最小限というのは一体誰がどのように決めるのかという問題がでてくると思うが、どのようにお考えかお答え願う。

事務局： 例えばツキノワグマを例に挙げると、ツキノワグマは集団で行動するということはなく、親と子などで2～3頭で行動すると考えられる。そうした時に被害や目撃があった時に、例えば何頭のクマによって被害を与えられているということを確認した上で捕獲許可の手続きを行う。そういった被害を与える頭数等の状況を確認しながら、必要最小限な数で許可を与えたいと考えている。

齊藤委員： ケースバイケースだと思われるが、クマの場合では比較的個体レベルで被害を出している個体を特定できるので、そのような方法が可能かと思われる。

一方、例えばニホンジカやニホンザルのように、被害発生地域に出没する個体は多いが、それが何頭いるかよくわからないということになると、大ざっぱに100頭などと許可申請を出して、延々と捕獲し続けることも可能になるのではと思うが。

事務局： ニホンジカやイノシシについては現在も生息域の拡大が続いており、イノシシは昨年度も8,000頭近く捕獲したが、それでもまだ個体数は減っていないと理解している。そのため、現行計画でもニホンジカやイノシシについては1年間の有害捕獲許可の期間を与えることを可能とし、頭数の上限も設けていない。

これらの鳥獣については、まずは積極的に捕獲するという観点から制限を行っていないが、実際に許可申請をする際には具体的に何頭という数を提出してもらい、妥当性を判断して許可を与えていくことになる。

齊藤委員： お話のとおり、ニホンジカの場合は捕獲可能な最大限の数となっているが、ニホンザルに関しては最小限、その他の鳥獣に関しても最小限となっており、その最小限を担保できるのかということが質問の意図である。

事務局： ニホンザルについては、群れで行動する動物といわれている。

県内でも幾つかの群れを確認しており、その中でも山の中でひっそり暮らす群れもいれば、人里においてきて悪さをする群れもいる。

その人里においてくる群れの個体数については、だいたい把握はできている。

そうした情報に基づいて、必要な捕獲数を申請してもらって許可を与えるというところになる。

その中で、悪さをしているのが10頭程度なのに捕獲数が20頭や30頭ということであれば、現地の確認等を許可権者で行うことになるかと思う。

齊藤委員： それでは、必要最小限な数というのを、申請に基づいて許可権者が適正であるかどうか審査する仕組みがあるということで理解してよろしいか。

また、資料3の7ページにある区域に関して、被害の発生地域及びその隣接地域等を対象とすると書いてある。

イメージでいうと、農地で被害が発生しており、そこに出てくる場所に箱わなを設置するというのは考えられるが、今回の変更でそういった点も基準が緩くなっていると感じられ、被害箇所の後背地にわなをかけっぱなしにするというようなことが起きてもおかしくないのでは。

そうすると、被害を出していない群れの個体も大量に捕獲され、他の種類の動物がわなにかかるということも考えられると思う。

隣接地も含まれている場所で、必要最小限な数、本当に被害を出している個体をの捕獲について、鳥獣というのは有害な場合もあると同時に野生動物なので、保全と駆除のバランスが重要であり、被害を出している個体または個体群の特定が重要になるが、その隣接地域等というのも、一体どこまで含まれているのかというのが、種によっても違うとは思いますが、どのようなイメージを考えているか。

事務局： 隣接地等の「等」というところだが、市町村から相談があった事例として、カラスが田んぼや市街地でゴミ漁りをしている。

そこでは銃器を使えないが、カラスが帰っていく林の中のねぐらで銃器を使うことによって効率的に捕獲できる場合があり、そういった被害地と離れた他の場所で捕獲をしたほうが効率がいいといった場合が想定される。

また、イノシシやニホンジカでは、当然荒らすのは農地だが、農地にわなを設置するよりも、農地とねぐらの間の獣道に仕掛けたほうが効率よく捕獲できるといったことが想定されるので、このような表現としているもの。

齊藤委員： そうすると、実際に被害を出している個体かどうかは明確でなくなるといった恐れもあると思うのですが、その点はどのようにお考えか。

事務局： 今回の例に挙げたカラス等については、資料3ではなく資料4の変更案の14ページから15ページに予察表というものがあるので参照願う。有害鳥獣の場合、被害を与える個体を捕獲するのが基本原則だが、カラス、イノシシやニホンジカ等、個体数が多く加害個体を特定できないといった場合もあるので、こういったものは予察捕獲といって、予防的に捕獲するといったことも行っている。

クマのように、どの個体が加害しているのを見つけてピンポイントで捕獲するのが理想ではあるが、予察表にあるような鳥獣については加害個体を直接特

定するといったことよりは、予防的に捕獲を行うことによって被害を減らすといった考えで捕獲を行っている。

村上委員： 齊藤委員の御意見に対して話をさせて頂きたい。当方は蔵王町だが、そういった最小限の問題であるとか、その個体数というのはなかなか、特にカラス等は把握するのが困難。

また、サルについては、県境や山奥にいる。ただ、その集団から離れたものが人里にきて、そこで生活している。そういう個体が人家の周辺に出没したり果樹畑に被害を与えたりする。なので、最小限の個体数というのは山の中にしっかりいるので、被害を与える個体については、最小限というきれいな活字で書いてるのもそれでいいと思うが。被害を与えるものはイノシシにしてもサルにしても処分の対象として悪くないと思う。

最小限の個体数とはいっても、小学校や中学校の近くにきたものを、サルが何頭いるから撃たないで山へ追い返そうとしたところで、一回降りてきたものは帰らない。齊藤委員もお分かりかと思うが。この場に仙台森林管理署の署長もいるが、我々は非常に悩んでいる。

なので、人里に住んでしまったイノシシ、クマにしてもニホンザルにしても、カラスなどはもう読み切れない。ある程度人里に住み始まったものは、私はこの捕獲の対象にして頂かないと、私たちの蔵王町だけではなく、沿岸でも同様だろうし、山のほうに住んでいる自治体はみんな困っているのが現状。よって、数の最小限を決めて、それでやりましょうといってもなかなかその辺の難しさがあるのかなと思うが、山には十二分に住んでいる。

特にイノシシは丸森町が北限といわれていたが、岩手まで生息が広がっているのが現状であり、そして人里どころではなく、生活の中までイノシシがきてるのが現状なので、街中や人里に出没しているものについては、最小限というのではなく、逆に捕獲数をしっかり出してほしいと思うくらい。

いろいろ立場もあるだろうから、自然保護の立場の委員に反発するわけではないが、私たちが住んでる山里の環境について話をさせて頂いた。仙台森林管理署の署長はもっと詳しい。

齊藤委員： 村上委員のお話しされたことは、よく承知している。ただ、今お話していただいたうちの多くの部分というのは、やはり特定鳥獣の管理制度を用いて管理すべきことであろうと私は思っている。そのための特定鳥獣の制度なので。それがきちんと機能した上での個体レベルの選別をしての捕獲というのが有害鳥獣駆除の仕組みだと思っている。

誤解があれば教えて頂きたいが、その上で、個体数の管理、具体的な捕獲個体の特定や地域の特定制というのを間に入る人がきちんと見て頂く。一番ご存知なのは農家の方っていうのはよく承知しているが、例えば、ここに出没してくるのはこのサルとこのサルなんだといっても、被害地でなく後背地で捕獲をするととなると、それが捕獲できないかもしれないわけで、猟友会のベテランの方

ならば別だろうが、そうではない状況もあるかもしれない。一つ一つの申請案件について適正かどうか判断するのは行政の役割だと思うので、そこを申し上げたい。

生活被害に対していきますと、その他の鳥獣となると、なんでもありというふうに読めてしまう。例えば生活空間に動物が入る場合、ハクビシンが屋根裏に巣を作ったりコウモリが入ってきて営巣するというのは日常的に聞く。そういったものに対して錯誤捕獲がないようにきちんと実際に現場をみて判断されると思うが、そういった点についてもきちんと説明して頂けるとありがたい。

事務局： その他の鳥獣ということで、資料3の7ページの一番下に※2としてスズメからハクビシンまでの鳥獣が記載されているが、これらについては市町村に権限移譲している鳥獣になる。

市町村は鳥獣被害防止特措法に基づいて鳥獣被害防止計画というものを各市町村で定めており、例えばA市ではカラス被害が大きいのでその被害計画の対象鳥獣にカラスを位置付け、かたやB市ではカラス被害は特にないので、その被害防止計画には定めていないということがある。そうしたときに計画にある鳥獣ならば、状況を確認しながら一年以内で捕獲許可を与えることができる。逆に計画に定めていないB市については30日以内で許可を与えるといった形になっており、その他の鳥獣というのはなんでもかんでもといったわけではなく、計画に記載の無い鳥獣ということになる。

県が許可権者の場合でもその他の鳥獣という行があるが、これについてはカワウ等をイメージしている。資料3の6ページ、変更前はウ類としていたが、これらについては、市町村鳥獣被害防止計画の対象鳥獣になっていたとしてもカワウの生息域等もはっきりしていないところもあるので、市町村には権限移譲しておらず、県で判断して、被害がある場合には許可を与えていくことになる。

西村会長： 資料の3の6、7ページについては、変更点を一つ一つ取り上げていくと、なんでこのように変更となったのか見えにくい部分もある。市が許可権限を有する鳥獣も多くある中で、村上委員から被害の実態等も説明頂いたが、なかなか管理しきれないというのが背景にあって、この部分だけを見ると、捕獲頭数を制限しないと、なぜそういうふうになっているのか直接的にピンとこない部分もあるかと思う。

例えばニホンジカの個体数が増えていて、被害もさらに拡大しているという状況があって、捕獲数を制限しなくても管理がなかなか難しい状況が背景にあったりする。一方で、ツキノワグマは必要最小限というように、基本的な保護、管理の考え方を踏襲しているということであろうかと思う。全体を見て頂くと、大きく変更されたということではなく実態に合わせて整理したということかと思う。その他の鳥獣に関しても、許可権者である県や市町村がこの変更に伴って適切に運用していただくということ。

審議会での議論ももちろん踏まえて、それが絶対条件であるので、基本的な考え方については齟齬はないと。審議会の委員の理解と県の考え方に違いはないと考えているが、よろしいか。

保護して、あるいは管理していく中で、被害が拡大しているところでは適正に善処していかないと、逆に管理を強化するような社会的な要請が強まっていくというような影響を及ぼしてはいけませんので、そういう場所ではしっかりと管理して頂くということで、保護があつての管理だという考え方は今までと変わらないものと思われる。

一つ一つ具体的に議論していくと齊藤委員にも納得して頂けるかと思うが、何分にも法律というルールというのは文章にしたときに全てを書き込むわけにはいかないというものがある。審議会で議論をした結果は議事録として残してもらうので、方針が変わることはないということは確認させてもらえればと思う。

さらに議論があろうかと思うので、続けてお願いします。

小林委員： 資料2の、オオタカの国内希少種解除に伴う件について意見を申し上げたい。この件については、既に環境省でオオタカを希少生物から外しており、それを踏まえて県として具体的にこうした変更をするといった話かと思うが、この文言を読んだ限りにおいては、希少生物からは外れたものの、これまでどおり捕獲や販売は厳しく取り締まっていくという風に理解したが、それでよろしいか確認する。ネット等で、「オオタカ 販売」というたった二つの単語で検索するだけで、全国のオオタカの販売状況、値段や売っている場所が分かる状況にあるので、こういったことは取り締まって頂きたいというのが一点目。

二点目は説明が省略された資料4についてだが、33ページに「4 鳥獣保護センター等の設置」「5 取締り」についての記載がある。今月の全国日本野鳥の会の会誌だが、例えば東北地方ではオオルリとかヒガラとかクロツグミの鳴きあわせ会をしているという記事があった。昔だったらそういうことがあったのだろうが、未だに大っぴらにこういうことが行われている。そこに出品するために、闇業者やネット業者からこういった捕ってはいけない、売ってはいけない野鳥をやりとりしてるといった実態がある。ということで、ここに取り締まりなどの記載があるが、本当にこういったことが取り締まれるんだろうかと疑問に思っている。我々のところにも、あるお宅で野鳥が飼育されているという訴えがくるが、権限がないので、警察ではないので踏み込むわけにはいかない。そこのお宅に行って問い詰めるわけにはいかないで、そういったときに実際どうしたらいいのか。警察か県の野生鳥獣担当の方あたりからの要請がないと無理ではないかと思っている。

また、そこで違法だということで警察が回収した場合、その回収された野鳥をその後どうするか。他県だと鳥獣保護センターで管理して、馴らして野生に返していくといったシステムがあるが、宮城県では整備年度未定ということで、そのあたりを体系的にきちんと考えてほしいという要望。

事務局： オオタカの捕獲許可については、現在のところは捕獲許可申請は一件も出されていない状況であるが、今後も適正な保護管理に努めていきたい。

違法な鳥の飼養については、実際に当課の方にも、隣のうちから鳥の鳴き声が聞こえる等の通報もあるほか、当課より前に警察に通報しているケースなどもある。ただ、警察の方に通報されても、警察官が鳥獣種を特定するのが難しいというケースが多々あるので、鳥に詳しい研究者等を紹介したり、あるいは同行して頂いて判別して頂いているケースもある。

その際に押収された鳥獣については、鳥獣保護センターというわけではなくて、警察から一時飼養の要請があるので、当県のアニマルレスキューといった方々に連絡をして、一時的な保護を依頼している。

小林委員： 私どもは東北関係で情報交換しているが、東北地方で保護センターがないのが宮城県だけかもしれない。未定ということではなくて、費用もかかるし維持管理も大変だとは思いますが、まずは他県の実態を調査するなど、何か一歩踏み出してほしいという強い希望。

西村会長： ちなみに鳥獣保護センターの整備計画が未定というのは、いつごろから計画で未定が続いているか。

計画というものは、未定では計画にならないものであるし、審議会としては是非整備して欲しいというのが委員の皆様の共通した意見なので、それは改めて強く審議会のほうからも要望したいと思うが、委員の皆様はよろしいか。

ほかに意見はあるか。

早坂委員： 鳥獣の保護管理の大前提としては、生息域の確保と、管理ということが絶対条件だと思う。資料4の27ページに、(4)生息環境管理という項目があり、そこには「①農地周辺の辺縁部の刈払い」との記載があるが、これは誰が担っているのか、行政はどの程度関与していくのか、はっきりしているのであればお伺いしたい。

事務局： 農地周辺の刈払いについては、色々な地形等の要因が考えられるが、例えばツキノワグマだと杉林の下層に雑草が生い茂ったりしているとそこが隠れ家になり得る。山村では杉林のすぐ隣が畑といった地形もあり、農家の方が畑で農作業をしている時に隣接する林から急に出てきたツキノワグマに引っ掻かれたという事例もあるので、刈払いによって野性動物の隠れ家を減らしていこうということになる。行政としてもそういう説明をさせて頂いているが、実際には土地所有者や農業従事者が、周辺の草刈り等で対応して頂くのが基本ということになる。

早坂委員： そうすると、その人達がこのままで問題ないと思っていれば、誰も刈払いし

ないということでは。なので、推進すると言った時に、誰がどのように担って、推進しているのかというのをお聞きしたいと思った次第。

村上委員： 国の補助金で、農地や水路等の資源の基礎的な保全管理活動のための農地・水保全管理支払交付金というものがある。その事業で、行政区の水利関係等を実施している。10年位前は、田畑の水環境、沢から下ってきて田畑を潤して水については、地権者や地元住民で年2回程度水路の堀上を行っていた。その後、国が補助金を交付して地域の水環境を守るということになったが、そういう補助を国が出すことによって田畑を所有している人達が中心になってやるようになった。

本来は私たちはこの制度には大反対した。昔からの慣習で、地域住民全体で水環境を守っていく仕組みがあった。けれども、それが今は守られなくなってこようとしているものもある。今は田畑所有者の多くが、大規模農家の方々に耕作を委託している。なので、所有者の方々はもう耕作を委託しているから、そういった作業から私はもう抜けたという形になっている。大規模農家の方々が水利を管理しようとしているが、なかなか管理しきれない。十町歩あるいは三十町歩も一人でやっており、水田や水路を守ることはできない。逆に言えば、国が悪い施策を作ることによって、本来は地元で助け合ってきたことが、乱れてきているのが現状となっている。

早坂委員： 水環境についての説明感謝する。それとは関係ないかもしれないが、今現在問題になっている特定鳥獣は、ツキノワグマにしろイノシシにしろニホンザルにしろ、森林をすみかとするものが多いと思う。先日、森林所有者から話を伺う機会があったのだが、自分の所有地の隣がソーラーパネルになってしまってびっくりしたとお話になっていた。色々とお聞きすると、そこは森林組合が共同管理をしていたが、組合員の方が高齢化してしまって管理が機能しなくなってしまっている現状があって、山砂などの採取で切り開かれてしまった場所にソーラーパネルがどんどん設置されていってるということであった。自分たちはソーラーパネルの会社に土地を貸してしまっているの、管理がどうなっているのかわからないということらしい。

この資料4の4ページに、特別保護地区の指定方針という項目があり、ここには一定の制限を加えると記載されている。以前にお伺いしたときに、大規模開発は許認可の制度があって、県では把握していると説明されていたが、結局、森林組合の組合員が高齢化してしまい、都市部に住んでいて山がどうなっているか一切分からないお子さん達が太陽光発電の会社に土地を貸してしまっている現状があって、森林環境の悪化が現実として出てきている。やはり大規模開発の許認可だけではなく、せめて届出制として県で地目を一括管理するような方法がないかと思う。小規模で点在しているところは、いちいち許認可ってということにならないと思うが、生息域というのは、クマに対してここに住んでくださいねと言う訳にもいかない。広域で動いているのだから。森

林全体の保護というのは必要なことだと思いますので、できれば地目の変更は届出制で一括管理してもらえないかなという願いがあるが、いかがなものか。

事務局： 大規模な森林開発の件については森林法という法律があり、1ヘクタール以上の開発を伴う行為は事前に県に許可申請書を提出することになっている。その中で、防災上の機能や水源機能の著しい低下であるとか、そういった著しい機能の低下を招かないように、あるいは災害の原因にならないような適正な開発が求められており、申請の内容を県が基準に照らしてきっちり審査した上で許可をすることになる。一定の基準が守られた開発計画に対しては、法律上、県は許可しなければならないことになっている。

なので、早坂委員が懸念されている太陽光発電についても、一定以上の開発計画がある場合は県に許可申請を出して頂き、内容を審査することになるが、制度上はそれをストップさせるというのは難しい状態となっている。

また、森林の所有者が自ら手を加えて、手入れをして、適切に整備管理することが難しくなっているという現状については、宮城県のみならず、全国的な問題となっている。国のほうで、森林環境税というものがはじまり、森林所有者自らが適正に管理することが困難な森林については、各市町村が森林所有者に代わって適切に管理していくという制度が平成31年度から具体的にスタートしている。現在、県では具体的な制度をうまく機能させていくためのマニュアルづくり等を進めているところ。これまでに3回ほど県内各市町村の担当を集めて説明会などを行っており、まもなく具体的にそうした適切な森林管理に向けた取り組みが機能していくものと考えている。

早坂委員： それはうれしいことではあるが、西仙台ハイランドの件などもあるので、いろいろと懸念することも県民としてはあるということをご承知おき頂きたいと思う。1ヘクタールというのは意外と大きい。1ヘクタールよりももっと小さいところ、例えば山砂の採取による切り開きというのは実際にいろいろなところで行われているのが現実なので、私はそういうのも一括管理なさったらいかかなと思って発言してみたのでご承知おき頂ければありがたいと思う。

西村会長： 大切な意見だと思うので、検討を進めて頂ければと思う。

戸島委員： 今回の変更には直接関係ないかもしれないが、資料4の27ページの下から4番目に「③ 鳥獣保護区の見直しによる生息地の保全」という記載がある。前回配って頂いた宮城県鳥獣保護区等位置図を見ていて、見直しを検討して頂きたい場所があったので、可能なら検討して頂きたい。上品山硯上山鳥獣保護区について、以前に仕事で暫くそのイヌワシを観察していた時期があって、地図をよく見るとイヌワシの営巣木が鳥獣保護区界の辺りにある。境界線の内側なのか外側なのかは地図を見た限りでは分からないのだが、ぎりぎりのところに営巣木があるので、可能なら区域を東側に広げるとか、繁殖している場所

をもっと大きく囲むような形でエリアを広げられたら、例えば営巣木が伐採されてしまうとか、周りの木が切られてしまうということも防げるのではないかと思った。区域の変更は難しいのかもしれないのですが、可能ならありがたい。

西村会長： これについては、変更のご希望があるということで、まずは具体的な話しを伺ってから議論・検討を続けて頂ければと思う。そういったことの見直しができるという計画案ということでご理解いただければと。

これで質疑を終了させていただき、第12次宮城県鳥獣保護管理事業計画策変更案について、原案についてご了承いただければと思う。

知事には3月22日に答申する予定だがよろしいか。反対の意見があれば議論を続けさせて頂くが。

(委員から異議なしの声)

西村会長： 議論が不十分なところは重々承知しているが、お認め頂いたということで。本日の議論は、資料を踏まえつつ、継続して議論を進めながら、計画を具体的にどう実行していくかが重要なので、委員の皆様にはモニタリングして頂くことが重要かと思う。

それでは次の議論に移らせていただく。

それでは、議題4「温泉部会の処分状況」について益子部会長から報告願う。

益子委員： (資料により説明)

西村会長： 確認したい事項等あるか。

なければ議題は以上ということで、改めて全体を通して質問等があればお願いする。

その他、事務局から何かあるか

事務局： 特になし。

西村会長： 是非、こういう審議会の進め方として、議論をする回数や時間を確保して頂くということで、パブリックコメントを出す前にも一度審議会として議論をさせていただいた上で、それからパブリックコメントを出すといった流れにして頂ければと思う。

自然環境保全の議論は全てが関わる。先ほどのソーラーパネルは環境のためにやっているわけだが、実は地域の自然環境にはよくないといった矛盾した面がある。さてこれをどうやって適正化していくか。実際はこの審議会だけで議論し尽くせるものではないが、環境保全の立場で、ソーラーパネルがどんどん増えて行くこの状況についてどう考えるか。これはこれで意見として、しっかりと検討する機会があってしかるべきかなと思う。

これで議事を終了する。

司 会： 長時間にわたりご審議いただき、ありがとうございました。
以上をもちまして、宮城県自然環境審議会の一切を終了します。